

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年六月十一日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年三月十二日奈良県指令建第一一二―一六九号

令和六年五月九日奈良県指令建第一一二―一六九―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年六月三日建第一〇三二六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市下三橋町一八五番及び一八八番の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市北田原町一五七三番地二

株式会社H・E・I・テクニカル 代表取締役 林勇一郎